令和８年（フ）第２９４号
宮崎県西都市大字鹿野田492番地
債務者　岡田のどか（旧名美幸）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重尾　龍
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２０号
宮崎市永楽町７番地１　ｕｔｓｕｗａ05－１階、前住所宮崎市福島町亀ノ甲2790番地７
債務者　吉田　理恵（旧姓礒野）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀一
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２１号
宮崎県児湯郡新富町大字新田690番地１
債務者　黒木　文人
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸高　雅志
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７８号
宮崎県北諸県郡三股町五本松23番地５
債務者　高田橋奈月
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４３６号
大阪府泉佐野市上瓦屋466番地（３－103）
債務者　石田　秀男
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　卓也
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１３５号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元10番地１
債務者　植松　寛子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
福岡県久留米市山川町924番地１　スカイトラスⅠ棟208号、前住所福岡県久留米市上津町2203番地369
債務者　清島　　葵
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３３号
福岡県久留米市天神町154番地３　ラコント西鉄久留米304号、前住所福岡県福岡市東区唐原７丁目１番18―301号　ＴＳＵＢＡＭＥ
債務者　おそうじ本舗千早店こと　具志　淳哉
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３７号
福岡県久留米市梅満町1492番地
債務者　原　　章子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３１２号
静岡県磐田市国府台117番地９　プリムラ202、前住所静岡県磐田市中泉2756番地１フレグランスふぁみーゆＡ－101
債務者　市藤　　葵　　（旧姓　鈴木）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
静岡県浜松市中央区天龍川町12番地の１　サンシティ天龍川202
債務者　伊藤　孝司
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１８８６号
名古屋市守山区向台２丁目1314番地　長谷川ビルＢ棟２－Ａ号、住民票上の住所名古屋市西区山木２丁目108番地の２　コスモハイツⅡ302号
債務者　上村　和幸
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎１棟406号室
債務者　下部せつ子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３２号
長崎県佐世保市大和町1110番地１　川崎二戸一住宅２号室
債務者　田中　龍也
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市南風崎町119番地４　グループホーム　みのりの里コスモス、住民票上の住所長崎県佐世保市三川内本町218番地３
債務者　福田　修二
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市日宇町2835番地　介護老人保健施設　長寿苑、住民票上の住所長崎県佐世保市三川内本町218番地３
債務者　市川　敏子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第３５３１号
大阪市城東区永田４丁目７番15号サンパークⅡ203号室
債務者　木村　彩香
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部